

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
35	B 地方に対する規制緩和	その他	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マイナポータル)が設けられている ・この仕組みを使って、DV等の加害者が、元同世帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるおそれがある ・国はDV等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、住所情報を秘匿する対応を求めている。(不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定) <p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバーの秘匿対応を実施している。(市町村間での情報共有はなされていない) ・一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から窓口で申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある ・なお、DV等被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である 	<p>【改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (2)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (3)マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡) (4)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について(平成29年11月8日事務連絡) 	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	島根県、中国地方知事会	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
35	熊谷市、神奈川 県、川崎市、長 野県、豊橋市、 高槻市、島本 町、神戸市、南 あわじ市、徳島 市、糸島市、宮 崎県	<p>○DV被害者の申出件数は年々増加しており、各県市区町村間のやりとりを文書による手作業でおこなっているため煩雑な業務となっている。住民票を異動しても被害者からの申出がない場合、異動先の市区町村に情報が届かず、秘匿対応ができず被害者を危険にさらしてしまうケースが発生する恐れもある。</p> <p>○①DV等支援措置対象者と②住民登録外のDV等被害者を、団体内で漏れなく共有し、自治体中間サーバへ不開示・自動応答不可設定を、適切に設定・解除する必要がある。現状、①を住民記録システム、②を宛名システムに登録し、団体内統合宛名システムから自治体中間サーバへ連携している。また、庁内の情報共有手段として専用の共有フォルダのエクセルファイルで管理・共有しており、職員の労力が多大である。被害者であることの把握が困難な場合もあり、その場合はどうにもならないのが現状である。</p> <p>○県には、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある。</p> <p>○DV等被害者本人の事務を処理するために関係者(同一世帯人等。加害者含む)の情報を照会した際に、そのやりとり履歴から加害者が避難先を特定してしまうケースも想定される。こうしたケースにおける不開示コードの設定漏れを防止するためにも、照会する対象者が「フラグが設定されている被害者の関係者である」ことを職員が容易に判別できるような仕組みについて、併せて検討する必要がある。(現状では、事務処理を行う職員の目検により確認している)</p> <p>○現状、DV被害者が申出を行わないと情報提供ネットワークシステムでの情報秘匿対応が不可能であるため、対象者への周知を図ること以外に対応方法がないことが課題である。</p> <p>○直接的に本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険に掛かる事案であり、全国の自治体が確実な被害者保護を行えるようにするしていただきたい。</p> <p>○都道府県への進達事務の中で、住民記録システム及び被害者からの申し出によりDV被害者の情報共有を文書上行っているものの、被害者から申し出がない場合や進達直後のDV申請等には秘匿対応が難しいと考える。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の提供について、マイナンバー制度導入以降、提供範囲が各段に拡大している。本人確認情報の提供を受けた機関はDV等の支援情報を入手する術がないため、DV等の支援措置が図られず、加害者等への住所情報等の漏えいが危惧されている。</p>	<p>DV等被害者の避難先の都道府県・市町村が、マイナポータルの情報提供等記録表示機能等を通じて加害者に判明することを防ぐため、DV等被害者に関する番号法に基づく情報連携では、自治体中間サーバにおいて「不開示該当フラグ」等を設定することにより、情報提供ネットワークシステムを通じて「不開示」の旨を、情報提供等記録に記録する機能を具備している。</p> <p>DV等被害者からの申出がないと、避難先自治体の中間サーバにおいて「不開示該当フラグ」等を設定できず、DV等被害者に関する情報の秘匿が困難であるとの点については、①DV等被害者の申出意思を確認するための申請書の様式例を示すとともに、②DV等の相談窓口に対し「不開示該当フラグ」等の不開示措置の周知を行う等により、DV等被害者の住所情報の秘匿を図っているところである。</p> <p>こうした対応に加え、ご提案の全国の自治体等が広く共有できる仕組みをさらに構築することは、DV等支援措置の対象者であるかといった情報が、機微に触れる可能性のあるものであること等を考慮すると、個人情報保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
80	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実態に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	事業者による受け入れの促進及び安定的な経営が確保できる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	米子市	
224	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に即していない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	子ども・子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
80	秋田県、川崎市、豊橋市、鳥取県	<p>○職員を配置し、受入体制を整える必要はあるものの、当県平成30年度一般型の実績では12ヶ月以上事業実施している約30%の施設の年間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づく区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設における体制や地域のニーズを把握することができる。</p> <p>○一時預かり一般型は保育士を確保しておかなければならず、補助基準額の区分に応じた額だけでは、雇用を継続できないため、市の一般財源をあて、一定額の補助を行い運営がなされている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の人件費相当額となるようになれば、一時預かりの実施設の増加及び子育て支援の充実につながる。</p> <p>○補助基準額の区分が適正に見直されることで、受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。</p> <p>○利用児童数に基づく補助基準額の区分の幅が大きいため、利用児童数が少ない場合の補助基準額が過大に見えるが、一時預かり事業実施のための職員の人件費を勘案した場合にやむをえない点もあると考えている。しかしながら、補助基準額の区分をより細分化することで、一時預かり事業を実施する施設においても、補助基準額の増額が望めるため、受入れを促進させる効果があると考えている。</p>	<p>現行の補助区分について、300人未満の補助基準額であれば、年間延べ利用児童数が300人(1日当たり約1人)に必要な補助基準額を設定しており、仮に年間延べ利用児童数が一桁である一時預かり事業所であっても同額の補助基準額を支出することで、安定的な運営ができるよう担保しているところ。</p> <p>なお、平成30年度に実施した、調査研究(一時預かり事業の運営状況等に関する調査)によれば、年間延べ利用児童数が900人未満(1日当たり約3人)の事業所は事業収入だけでは人件費が賅えていない状況であること、地域密着Ⅱ型など保育所以外で行う事業は、単体で行っているため、賃借料等事務費の支出が多く、事業収入の多くが事務費に充当されてしまい、人件費が低いという傾向が見られた。</p> <p>このため、令和2年度予算案において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。 ・年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。 ・0.3兆円超メニューである一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。 ・職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。 <p>等を盛り込んでおり、一時預かり事業の充実を図ったところである。</p>
224	秋田県、川崎市、豊田市、大阪市、南あわじ市、島根県、山陽小野田市、徳島市、諫早市	<p>○給付費については、加算項目も多く、要件が複雑であるため、適用の判断基準については苦慮しており、判断基準の明確化・簡素化は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなると記載のとおり、所長がいる施設も兼務の施設も基本単価となると、配置が少なくなってしまうことも懸念される。また、基本分単価に入れることで配置がない場合に減算となったり(所長設置加算等)、基本分単価が細分化(冷暖房費加算等)されるようであれば、加算のままを希望する(広域利用の基本分単価のバリエーションが増えるため)。</p> <p>○加算項目については、条件や計算方法が複雑で誤りも多く、当市でも行政、事業者ともに大きな負担となっているため、簡素化を求める。</p> <p>○当市でも同様に施設型給付費及び地域型保育給付費の算定について、事務が複雑であるため負担を感じている。</p> <p>○施設型給付費等に関して、市や県だけで判断できないケースが多く、当市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。</p> <p>○保育現場や自治体における負担が軽減されると想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理については慎重な対応が必要と考える。</p> <p>○施設型給付費及び地域型保育給付費について、施設の運営に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑かつ難解であり、加算項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するにあたり必要な作業が毎月生じることから、行政・事業者ともに事務量が增大している。加算項目を整理し、簡便な算出方法を求める。</p> <p>○当市においても、認可園の増加に伴い加算項目等に対する事業者からの問い合わせが増加しており、その対応に時間を要している状況である。また、確認監査等で加算申請の誤りが発覚した場合の返還業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の簡略化及び整理については必要であると考えている。一方、所長設置加算等を基本分単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者があった場合には減算措置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。減算項目の設置に繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。</p>	<p>令和元年12月10日の子ども・子育て会議において、基本分単価と加算の在り方については、以下の通り対応方針がとりまとめられた。</p> <p>①所長(管理者)設置加算等については、「所長の設置は義務とはされていないが、95%以上の園において設置されており、事務負担軽減の観点から、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとすべきである。」</p> <p>②事務職員雇上費加算の基本分単価への組み入れについては、「施設等における事務負担の状況も踏まえながら公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持すべきである。」</p> <p>これを踏まえ、所長(管理者)設置加算については、令和2年度予算案においては、公定価格において、施設長(管理者)の人件費相当額について、現行の所長(管理者)設置加算から基本分単価に組み入れる経費を計上している。併せて、施設長(管理者)が設置されていない場合には減算調整措置とする経費を計上している。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
239	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	賃貸物件を活用し保育所等を整備した場合、公定価格に「賃借料加算」(a区分～d区分)がある。しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。 例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1.9倍であるが、加算区分はb区分となっている。 都心部では、賃貸物件を活用した保育所等の整備が極めて有効であるが、賃借料加算が実態と合っていないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない要因の1つとなっている。 また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態で、仮に整備がなされたとしても、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人件費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。 なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物賃料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助する「都市部における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不平等が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが確約されるものではない。事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置されるべきである。	「賃借料加算」の算定の適正化が図られる。その結果、保育士等の処遇改善にもつながる。 また、都心部での賃貸物件を活用した保育所整備が促進される。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)	内閣府、厚生労働省	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
239	船橋市、川崎市、愛知県、高槻市、南あわじ市、佐世保市	<p>○現状要望等はないが、保育士の処遇改善や施設整備の現状を考慮すると、市町村ごとの設定が適正であると考え。</p> <p>○地域区分ごとに加算額が定められているが、実勢価格と乖離しているため、市町村間で運営費に差が生じている。</p> <p>○当市は、賃借料加算の加算区分がa地域ではあるが、賃借料加算が実態と乖離しており、待機児童の多い地域では、保育所の設置を進めるにあたり、独自に建物賃借料の補助を行わざるを得ない状況があるが、財政的負担が非常に大きくなっている。また、「保育対策総合支援事業費補助金」の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」は、賃借料が賃借料加算の3倍を超えることが補助の要件となっているが、3倍を超えるか否かが入所者数により変動するなど、補助が確約されるものではないため、安定性、継続性の観点から、自治体にとっても、事業者にとっても不確実性が高く、活用しづらい制度となっている。</p>	<p>賃借料加算の区分設定は生活保護制度を参考としている。</p> <p>賃借料加算の在り方については、令和元年12月10日の子ども・子育て会議において、「区分設定の際に参考とした生活保護制度では平成27年度に区分を見直しているが、仮に同様の見直しを行った場合、減額になる自治体もありうる。待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を進めているという現下の情勢に鑑み、現行の地域区分を維持するべきである。」との対応方針がとりまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、賃借料加算については、令和2年度予算案においても、現行の地域区分を維持することとする。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
284	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士宿舍借上げ支援事業に係る補助要件の緩和	保育士宿舍借上げ支援事業に係る①雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。 また、補助期間は最長で10年となっているため、入職した保育士が10年目以降に他の施設へ転職してしまうなど中堅職員の離職が促されてしまう。 以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。	・保育士の定着に資する ・期間の統一により、施設内及び施設間の公平性の担保	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	東大阪市	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
284	八王子市、横浜市、川崎市、浜松市、大阪府、大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、南あわじ市	<p>○当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いが、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。</p> <p>○当市の待機児童数は、平成31年4月1日時点で50人を下回っており、今年度については、国の経過措置により前年度に支援を受けていた保育士を対象とすることができたが、今後経過措置が終了した場合には対象外となる。対象外となった場合、採用後6年目から10年目までの保育士の市外流出が懸念される。</p> <p>○当該事業の制度上、年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」と期間が不安定な取扱いにより、施設が懸念している。また、最長10年の補助機関について、入職した保育士が10年目以降に転職する要因となってしまう、中堅職員の離職が危ぶまれる。</p> <p>○保育士の有効求人倍率が対象年数の基準となっていることにより、当市においては、安定的に制度を活用するため、補助対象は「採用5年以内の者」としている。そのため、補助期間の5年を超えた後、退職し、他園に就職して再度事業を活用される可能性があり、保育士の離職防止を図る目的から逸脱した制度になりかねないため、提案市同様、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。</p> <p>○補助対象期間の変更によって補助を取りやめた市内事業者もあり、保育士の安定的雇用と逆行する制度となっている。また保育士不足の中で、人材獲得方法が多様化しており、有効求人倍率による判断は妥当性に欠ける。</p> <p>○当市においては、今のところ求人倍率が全国平均を超えているため採用された日から10年以内の保育士が補助対象となっているが、倍率がいつ全国平均を下回るか分からないため、非常に不安定な制度設計となっていると感じている。前年度は10年までの保育士が対象だったのに、有効求人倍率により、5年以内の保育士が補助対象となってしまう場合は、前年まで対象だった人が急遽対象から外れてしまうケースが想定され、保育士の不信感を招くことになる。また、当市では独自に国基準を上回る(例えば、11年目以上の保育士)ケースについても、市独自で補助を行っている。国の基準が10年目までなのか、5年目までなのかという部分が前年度の1月時点の有効求人倍率によるという部分より、予算を組む段階で市の予算をどちらの基準に合わせるべきかははっきりさせることができない。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。</p> <p>○待機児童対策として、当市では複数の事業をパッケージ化した待機児童ZEROプランを推進している。その中の1事業である宿舍借上げ支援事業について、当該事業の補助期間が、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」と変わるにより、待機児童対策を実施するうえで保育士の居住環境が不安定となることから、経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。また、中堅保育士が育たないという課題があることから、保育士の定着を図るため、補助対象期間の撤廃を望む。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。</p> <p>○当市では、市内の私立保育所等が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を助成する「保育士宿舍借上げ事業」を実施している。当市においても当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となる。ただし、令和2年度までに新規に採用された保育士を対象とする限定的なものとしている。</p> <p>○採用11年目以降の保育士が当該事業の補助対象外となるのが中堅保育士の離職を促しているのではないかと指摘を事業者よりいただくことがあるため、保育士の定着及び公平性の担保の観点から雇用年数要件の撤廃が必要であると考えます。</p> <p>○平成29年度、有効求人倍率が全国平均に満たないことから「5年以内」となった一方、平成30年度及び令和元年度については、待機児童数が50人を超えたことから「10年以内」の期間を対象とできるようになったところである。しかしながら、当市においては待機児童数や有効求人倍率によって毎年補助の対象となる年数が変わらうことは例え経過措置が講じられていたとしても、不安定な制度となってしまう恐れが強いことから、その期間を10年とできる年度においても一律5年としているものである。</p> <p>○実施主体である当都道府県内市町村からも賛同の声が多く、当都道府県としても保育士の定着に寄与すると考える。</p>	<p>保育士宿舍借上げ支援事業については、採用から10年までの職員が補助対象となるための要件として、前年の待機児童数又は保育士の有効求人倍率が一定水準に達していることを求めている。令和2年度予算案においては、当該要件に関し、直近2か年の待機児童数と保育士の有効求人倍率の状況によって判断することとし、要件に該当するか否かの予見可能性を高めることで保育士募集に支障が生じないような見直しを行ったところである。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
285	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「母子家庭高等職業訓練促進給付金」の運用の改善	ひとり親の就労促進のため、必要な資格取得を目的として養成機関において修業する場合に支給する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」について、地域の実態に即した給付金となるよう、運用の改善を行うこと。	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な看護師等の資格を取得しようとする時は、修業と生活の両立を支援するために、母子(父子)家庭高等職業訓練促進給付金が支給される。 准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合、受給期間が平成30年度からは通算3年間に延長されたが、当該ケースでは通算4年間の修業が必要であり、期間を網羅できていない。 修業と生活の両立を支援するための給付金であるにもかかわらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまうため、准看護師養成機関修了後に看護師の資格取得意欲があるにもかかわらず、進学を躊躇してしまう例がある。 准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合には、通算4年間の給付金を支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。	自治体として、ひとり親の就労を促進し、自立に向けた支援を行うことは重要である。就労のために必要な資格取得について、適切に支援を行うことで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労に資するとともに、看護師の不足解消にも繋がる。	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	厚生労働省	東大阪市	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
285	八戸市、宮城県、ひたちなか市、新座市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、石川県、福井市、富山市、愛知県、大阪市、南あわじ市、鳥取県、倉敷市、府中町、徳島県、久留米市、熊本市、宮崎市	<p>○修業と生活の両立を支援するための給付金であるにも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまったため、生活がたちゆかない。ひとり親が経済的に安定して修学できる環境づくりが必要だと指摘された。</p> <p>○当市では、准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得するべく、養成機関に通う、平成30年度が修業期間3年目の受給者がおり、4年目の給付金についての問い合わせがあった。結果として、修業4年目の今年度は給付金を受給できないこととなった。看護師と准看護師では、求人面、待遇面で大きな差があり、初めは准看護師を目指したが、よりよい就業を求めている看護師を目指す気持ちは評価に値する。このように、向上心をもって取り組むひとり親を支援することは、制度の趣旨に合致するものと考えられる。</p> <p>○本給付金は、ひとり親家庭の就労や自立が期待できる制度であるので、養成機関に修業中のひとり親が、経済的に安定して修学できるようにする必要があるため、養成機関の全課程の期間に対して給付金を支給するなどの運用を改善して欲しい。</p> <p>○准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する方は、中学校卒業程度の学歴の方が多く、両親からの援助がない方などはさらに経済的にも苦しいなかでの資格取得を目指すことになる。通算4年間の修業が必要であるが、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまった期間が発生し、この1年間は貸付などで補っている実態もあり、償還の負担から経済的な自立が速やかに行えない。丸4年間の支給期間を設定することが、事業の本来の目的を達成し、受給対象者が積極的に申請を行うことができ、ひいては、福祉を受ける立場から、福祉を支える納税者へと変わることができる。</p> <p>○本給付金は、ひとり親の就労促進を目的とするものであるが、現行制度では、准看護師養成機関(2年間)修了後に看護師養成機関(2年間)に進学する場合に、1年間は無給付となってしまい、進学を断念するケースが見受けられる。准看護師と看護師では収入格差も大きく、ひとり親の自立支援の観点からも、准看護師養成期間終了者が看護師養成機関(2年間)も修了可能となるよう、4年間の支給を認める拡充を行うべきである。</p> <p>○就労条件や職務内容の違いから、准看護師修了後引き続き正看護師養成機関での修学を検討・希望する者は複数いると想定され、より安定した就労や本人のステップアップを支援するという観点から、支給対象期間の上限を36月から48月へ延長されるよう制度改正されることは必要であると考えられる。なお、准看護師養成機関から引き続き正看護師養成機関へ修学する場合に「一連の修学期間」であるという視点で、平成30年度に制度改正が行われたことを鑑みても、48月間の支給とすることは妥当であると考えられる。</p> <p>○当市でも同様のケースあり。また、同じ資格でも定時制など4年支給を認めるケースがあり、理解が得られにくい。ひとり親が経済的に安定した就学ができるよう、自立に向けた適切な支援制度として見直しが必要。</p> <p>○他の資格取得を目指す受給者との差異をなくし、修学期間中の経済的安定を図るため、准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合も、支給期間を通算4年とする必要がある。</p> <p>○准看護師から正看護師になる場合など、基礎資格を経て上位資格を取得する際の支給上限期間の取扱が不明瞭である。また、他市町村との転出入を経た際の情報連携に係る規定も整備されておらず、実効性・公平性が担保されている状況とは言い難い。加えて、資格取得に要する期間は複数年に跨ることが大半であり、法律等で担保することなく毎年度支給要件等が改正される施策を活用した将来設計を制度利用者にも求めることは無責任である。このことから、准看護師から正看護師になる場合も含め在学期間中は、4年分の給付金の支給をできるような制度とすべきである。</p> <p>○当市においても准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する事例が生じている。平成31年4月1日より支給期間が3年から4年に拡大され、高等学校の看護師養成課程(5年一貫)、看護専門学校(4年)等に進学される方に対して、4年間支給が可能となった。准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得を目指す方についても、4年間の受給資格を得られるようにされたい。</p> <p>○当県では、県立総合看護学校定時制(修業年限3年)の受験資格として、准看護師免許の資格が必要なことから、まず准看護師の資格を取得するケースが多い。この場合には、同様に、母子(父子)家庭高等職業訓練促進給付金が無支給となる実態がある。このことから、准看護師養成課程修了後に、引き続き定時制の看護師養成課程を修了しようとする場合には、通算5年間の給付金を支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。</p> <p>○平成31年度当市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者の中で准看護学校を経て正看護学校に在学している者は2名。1名は今年4年生で受給無し。1名は3年生であるが4年生での受給を希望したため現在受給無しの状態となっている。経済的に安定した状態で修学できるようにするには准看護学校から正看護学校への進学の場合も4年間の給付が望ましい。</p> <p>○本年4月より資格取得のために4年課程が必要となる者を対象として支給期間上限が48月に伸長されたところだが、准看護師免許取得後引き続き看護師免許取得のために修学する場合は今回の支給期間伸長の対象外となっている。当県では全日制課程の看護師養成機関しかないため修学に際しての経済的負担が特に大きい。より就労の機会に結びつきやすい資格取得に対して適切に支援ができるよう改善が必要と考える。</p> <p>○当市においても、准看護師養成機関に在籍している者が、卒業後引き続き、正看護師養成機関への進学を希望することが多く、その場合、在学期間中の制度が利用できない間、どのように生計を維持していくかを懸念されることが多い。平成28年度における准看護養成機関修了生は、3人中1人が進学、平成29年度は4人中3人が進学、平成30年度は3人中2人が進学しているが、進学後、給付がない期間において、入学前に想定した以上に生活費の工面に困っているという相談がある。該当の資格を取得し、また、資格取得に伴う生活の負担を軽減、世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度であることから、准看護師養成機関修了後、引き続き正看護師の養成機関に進学した者については、3年ではなく、最長期間である通算4年の支給ができるよう見直す必要があると考える。</p> <p>○准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合の受給期間(通算3年間)の根拠として、国は保健師助産師看護師法第21条第2項(看護師資格は修業期間3年で取得可能)としている。だが、実状として看護師資格を取得するためには、原則、准看護師養成機関修了後に看護専門学校での2年間の修業が必要であり、現状の制度では、修業期間を網羅できていない。修業と生活の両立を支援するための給付金であるにも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまったため、准看護師養成機関修了後に看護師の資格取得意欲があるにもかかわらず、進学を躊躇してしまう例がある。准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業するためには、資格取得に通算4年の課程の履修が必要であることを考慮し、給付期間を通算4年間とし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。</p> <p>○当市でも、看護師の資格取得に4年または5年修業が必要となる養成機関があり、受給期間が網羅されていない。事前相談時に給付金の受給期間や就業しながら修業することを説明しているが、看護師資格は取得希望者も多く、改善されるのであれば望ましい。</p> <p>○履修方法によっては看護師資格を取得する上で通算4年間の給付金支給を認めている状況を踏まえ、自立のために意欲的にキャリアアップを目指す方への支援策として有効であると考えられる。</p> <p>○准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合、無支給期間が生じることに経済的な不安を覚えるという方がおられることから、生活の安定のためにも支給期間の延長は必要と考える。</p> <p>○提案内容について現況を確認したところ、平成30年度、平成31年度でそれぞれ1件ずつ発生していることが確認された。利用者からは、4年目に給付金の支給がないため、生活が大変だったという声が多かった。</p> <p>○当市においても、准看護師養成機関から看護師養成機関に進学し、給付金を受給する対象者がいる。准看護師養成機関修了後、2年制又は3年制の看護師養成機関に在籍するものもあるが、いずれにしても、現行では、看護師養成機関に在籍中には、多くは1年間のみの給付金の支給となるため、ひとり親が経済的に安定して、修学するためには、支給期間の延長は必要があると考える。</p> <p>○当市では、准看護師養成機関(2年間)＋看護師養成機関(3年間)の通算5年間の修業が必要になるケースが多く、看護師養成機関の修了までの2年間で無支給になるため、受給者の負担が大きく、修業と生活の両立を継続することが困難になる場合が予想される。よって、准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合についても、通算4年間を上限として給付金を支給する必要があると考える。</p>	ひとり親家庭の親が自立に向け、就職に有利な資格の取得のために養成機関において修業する場合、修業期間中の生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給している。 看護師国家試験については、全日制の専門学校等での修業により、最短で3年間の取得が可能である。准看護師試験については、准看護師養成所での修業により、最短で2年間の取得が可能である。准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、当初から看護師の資格取得を目指した場合との均衡を図る観点等から、通算36月を超えない範囲で高等職業訓練促進給付金を支給するものとしている。 高等職業訓練促進給付金の支給にあたっては、事業の実施主体において、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努め、また、受給希望者が准看護師を目指すのか、看護師を目指すのか、意欲や能力、生活状況なども踏まえて事前相談を行い、受給希望者の意欲や能力、資格取得の見込み等を的確に把握した上で、支給の審査を行うようお願いしているところである。 なお、准看護師養成機関を終了後に看護師資格の取得を目指す場合には、准看護師として就業し自立した生活を営んだ後に、改めて雇用保険制度を活用して看護師資格の取得を目指すことが可能である。